

- 食品の期限表示(賞味期限・消費期限)については、平成7年に、国際規格との整合性をとて製造年月日表示から期限表示に変更し、平成15年には、食品衛生法とJAS法の統一(品質保持期限を賞味期限に統一)を図ったところ。
- 消費者庁では、意見募集や意見交換会(平成22年9月15日)の結果を踏まえ、平成23年4月8日「食品の期限表示制度の改善方策のための措置」を公表し、「加工食品の表示に関する共通Q&A(第2集)」を改正し運用の改善を図ることとした。

賞味期限

消費期限

意味

おいしく食べることができる期限(best-before)。この期限を過ぎても、すぐに食べられないということではない。

表示

3ヶ月を超えるものは年月で表示し、3ヶ月以内のものは年月日で表示。

対象の食品

スナック菓子・カップめん・缶詰等

弁当・サンドイッチ・生めん等

開封する前の期限を表しており、一度開封したら期限にかかわらず早めに食べましょう。

賞味期限と消費期限のイメージ

劣化が比較的遅いもの

早く悪くなるもの

まだ食べられる

品質

安全に食べられる限界

↑
1
製造日

↑
1
消費期限

↑
1
賞味期限

↑
1
保存日数

«「加工食品の表示に関する共通Q&A(第2集)」改正のポイント»

- (1)「消費期限」と「賞味期限」の違いの明確化
- (2)保存方法等に関する情報提供の促進
- (3)期限表示ラベルの貼り替えに対する考え方の明確化
- (4)事業者による期限設定の考え方の明確化
- (5)いわゆる1/3ルールが任意のものであることの明確化

«期限表示変更の経緯»

年	食品衛生法 関係	JAS法 関係
昭和23年(1948年)	食品衛生法施行 ・乳用牛乳等に製造年月日表示を義務付け	
昭和45年(1970年)		JAS法に基づく品質表示基準制度開始 ・政令で指定された物資に製造年月日表示を義務付け
昭和60年(1985年)	Codex規格で期限表示を導入 (賞味期限が原則)	
平成6年(1994年)	食品衛生調査会答申 「消費期限」又は「品質保持期限」を表示	JAS調査会答申 「消費期限」又は「賞味期限(品質保持期限)」を表示
平成7年(1995年)	省令施行	告示施行
平成13年(2001年)		加工食品品質表示基準に基づき全ての加工食品に期限表示を義務付け
平成15年(2003年)		品質保持期限を賞味期限に統一
平成17年(2005年)		本格施行